

未来をになう子どもたちに 読書のよろこびを

(七尾市子どもの読書活動推進計画)



平成18年(2006)3月

七尾市教育委員会

はじめに

21世紀に入り、テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話など情報メディアのめざましい発達は、われわれの暮らしを便利で快適なものにする一方、子どもの「文字・活字ばなれ」「読書ばなれ」を著しいものにしていきます。

その中で、誰もが心豊かな子どもの成長を願い、読書の機会の提供と環境整備をと願っているところでもあります。また、読書は心豊かな子どもを育てるとともに、文字・活字により筋道をたてて考えることは、「確かな学力」をつける近道でもあると考えます。

平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が制定されました。国の基本計画をうけ、「石川県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

七尾市は、平成16（2004）年10月に、それまでの七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町の1市3町が合併しました。この市町合併を待ち、新市として「子どもの読書活動推進計画」の立案に着手しました。

私たちが、このたび策定しました、「七尾市子どもの読書活動推進計画」が実行に移され、多くの読書体験が、後の彼らの人生に「生きる力」を与え、人生が楽しく豊かなものになることを願ってやみません。

平成18年（2006）3月

七尾市教育委員会
教育長 中島 輝夫

基本方針

- 1 子どもをとりまく読書環境の整備
- 2 子どもの成長にあった読書活動の推進
- 3 図書館と家庭、保育園、学校などとの連携
- 4 親子で楽しむ読書の啓発とボランティアの育成

～ 目次 ～

1 子どもをとりまく現状と課題

	ページ
① 家庭	1
② 地域	2
③ 保育園 幼稚園	2
④ 学校	3
⑤ 図書館	4
⑥ ボランティア	4

2 子どもの成長にあった読書活動の推進

① 乳幼児に対し	5
② 小学生に対し	6
③ 中学生に対し	7
④ 高校生（社会人を含む）に対し	8

3 子どもの読書活動推進のための方策と連携

① 乳幼児	9
② 小学生	10
③ 中学生	11
④ 高校生（社会人を含む）	12

4 親子で楽しむ読書の啓発と記念事業

子どもの読書の日を中心とした記念事業	13
--------------------	----

5 子どもの読書推進にむけて

「七尾市子どもの読書活動推進連絡会議」を設置	13
------------------------	----

(付録)

「七尾市子どもの読書活動推進計画」策定経過と委員名簿	14
「子どもの読書活動推進に関する法律」	15

計画の対象

ここでいう子どもとは、おおむね0歳から18歳以下の者をいい、子どもの読書に関わる機関としては、国、県、各自治体、書籍等を提供する事業者、学校、図書館などのすべてが対象である。

計画の期間

平成18年度～平成22年度 5ヶ年計画

1 子どもをとりまく読書環境

① 家庭

現状

七尾市 人口

62, 839人 22, 171世帯



計画書の対象となる0～18歳以下の子どもは、七尾市の人口の16.89%を占め、また18歳以下の子をもつ世帯は5,883世帯で、全体の26.53%となる。

課題

七尾市立図書館で実施した乳幼児を持つ保護者を対象に行った読書調査(資料1)によると、子どもの読書を阻むものに「テレビ」が一番にあがっているが、それに次いで「大人が忙しすぎる」があげられている。

一方、子どもを本好きにするには「家族で読書をする」を「読み聞かせ」の次にあげている。誰もが子どもとかわる時間を持ちたいと思いつながりながら、それが充分ではなく男女共同参画による、家庭内の協力体制や、子育て支援による環境整備が求められている。

乳幼児 0～5歳	2,844 人
小学生 6～11歳	3,323 人
中学生 12～14歳	1,838 人
高校生 15～18歳	2,614 人
計	10,619 人

平成17年9月30日現在
(住民基本台帳による)

② 地域 児童館 放課後児童クラブ 公民館

現状

七尾市内には3つの児童館と14の放課後児童クラブがあり、放課後、夏休み、冬休み、春休みを過ごしている。

そのうち資料(2)にあるように、5つの放課後児童クラブに子どもの本を配本しているが、これはほんの一部といえる。

課題

各地域の児童館、放課後児童クラブの状況が充分把握されているとはいえない。各地区の公共図書館を、気軽に利用し、また、図書館からも、児童館、放課後児童クラブへ足を運び、ブックトーク、読み聞かせなどする必要がある。

③ 保育園 幼稚園

現状

七尾市内には、19の公立保育園と13の私立保育園、1公立幼稚園と3私立幼稚園があり、2,404名(平成17年10月1日現在)の乳幼児が通園している。このうち、資料(3)にあるように10保育園と3幼稚園へひなどり文庫(※1)で、配本している。

また、中島健康福祉センターすこやかに乳幼児向けの配本をしている。

課題

乳幼児を本好きにするには、「読み聞かせ」が有効であると資料(1)の読書調査でも保護者のほぼ全員に理解されていた。「家庭」で読み聞かせることはもとよりだが、保育園、幼稚園など集団での「読み聞かせ」は子どもたちに「感動」を共有することを可能にし、子どもの成長を一層促すこととなる。今後、公共図書館でも、「図書館招待」などさらに保育園、幼稚園と連携をとりながら、読書支援していかなければならない。

(※1) ひなどり文庫

昭和38年頃からスタートした巡回文庫。保育園幼稚園を対象として、50冊から200冊をセットで貸し出す配本形式の文庫。年度の初めに各施設の希望をとり、順次交換していく形式。受取った園児は1週間に1冊のペースで家に持ち帰り、保護者に読んでもらう。



④ 学校

現状

七尾市内には、13小学校、9中学校、5県立高校、1私立高校、1養護学校がある。資料(4)にあるように、そのうち8小学校と5中学校に移動図書館車「本はともだち号」(※2)が4週に1回運行している。

平成16年度に、はじめて小中学校へ5名の学校司書が配置され、実績を積んだ結果、平成17年度には、週1～3日であるが、すべての小中学校へ学校司書が配置されるようになった。主要な業務は資料(5)にある。

平成17年10月に発表された第51回全国学校読書調査によると、1ヶ月1冊も本を読まなかった子どもは、小学生で6%、中学生で25%であった。これに対して平成17年12月に実施した七尾市内小学3年生、5年生、中学2年生に対する読書調査資料(6)によると、1ヶ月1冊も本を読まなかった子どもは、小学3年生で2%、5年生で4%、中学2年生で10%という結果であった。

これは、七尾市全校で行われている、小学生の読書タイムや中学生の朝の読書運動、そして移動図書館車「本はともだち号」の定期巡回や学校司書の配置が功を奏していると思われる。

また、高等学校では司書が全校配置されており、利用状況は資料(7)のとおりである。

課題

子どもの読書環境を整備するには、第1に資料の整備が急がれる。それには、図書費の増額や相互貸借の円滑な運用、そして配置された学校司書の継続的な熟達が必要であるが、雇用の形態に課題を残している。

第2に、学校図書館のネットワーク化や公共図書館の支援体制など整備が必要である。

(※2) 移動図書館車「本はともだち号」

1980(昭55)年入浴車を改造して1代目「本はともだち号」がスタート。現在3,500冊搭載出来る「本はともだち号」は、1999(平11)に更新された3代目となる。

なお、中島図書館でも、1988(昭63)に「ともだち号」がスタートしている。



⑤ 図書館

現状

七尾市内には、中央図書館と4地区館、2台の移動図書館車がある。子どもへのサービスは公共図書館の重要な業務として位置づけられている。

主な事業は、資料(8)のとおりである。

課題

家庭、地域、学校など子どもの読書活動の核となる公共図書館がどのようなサービスを提供できるかが子どもの読書活動推進の要となる。市民の要求に的確に応えていかなければならない。

⑥ ボランティア

現状

子どもの読書に関わるボランティアはいくつかあり、資料(9)で示されるように熱心に活動している。なかには10年、20年の経験を重ねているベテランのボランティアもあり、子どもの読書推進に重要な役割をになっている。

課題

ボランティアの活用は、「子どもの読書活動推進計画」の実行に欠かせない。そのためボランティアの育成と、いっそうの情報収集や研修の機会が必要といえる。



2 子どもの成長にあった読書活動の推進

① 乳幼児に対して

平成17年10月1日現在、七尾市には、0～5歳までの乳幼児は2,844人である。そのうち、2,404人の乳幼児が保育園、もしくは、幼稚園に通っている。

～読み聞かせ～

子どもの読書活動を推進するにあたって、読み聞かせは、とても大切なものである。たとえ、自分で字が読めるようになっていても、その読み手が親であったり、祖父母であったり、教師や、保育士や司書であったり、いわば、信頼でき、安心して聞ける大人の肉声であることが大切である。それは、およそ、10歳まで必要と言われている。



～ブックスタート～

資料(10)は、子どもが生まれてはじめて出会う本(ファーストブック)のリストである。4ヶ月健診時に保護者に読み聞かせの意義や方法を説明しながら、このファーストブックを手渡していくのが、ブックスタート事業である。それは、子どもを大切にしているという自治体の表明でもあり、早いうちから、読み聞かせの重要性を保護者に説明し、また、子どもも早くから正しい読み聞かせ体験できる、またとない機会でもある。資料(11)にあるように、合併前、田鶴浜町、中島町では実施していた。また、ブックスタート事業は「七尾市児童福祉総合計画」にもあげられている。

② 小学生に対して

七尾市の小学校では、週に1～5日読書の時間を設け教師や司書の読み聞かせや読書をしている。また、長休み時間を利用してボランティアによるお楽しみ会をしているところもある。

～ストーリーテリング～

日本語では「素ばなし」のことである。目の前の何もないところから言葉のみでイメージすることが、小学生になるとできるようになる。「素ばなし」を聞くことは、後の文字・活字だけの読書につなげるための通過過程でもある。しかも、人類が始まって以来、語り継がれている昔話を繰り返し肉声で聞くことは、得がたい体験でもある。



～としょかんクラブ～

毎年4月に募集する、1年を通した会員制のクラブである。小学生低学年(1・2・3年)と高学年(4・5・6年)とに分け、それぞれ月1度、中央図書館で実施している。まず、楽しむ、読書が楽しいものであること、その積み重ねが読書好きの子どもに育つのである。

③ 中学生に対して

七尾市のほとんどの中学校では、試験期間以外は朝の読書を実施している。

また、ある日1日一斉にボランティアが各教室に入り、読み聞かや、ストーリーテリングなどの読書活動をしている学校もある。

～朝の読書運動～

「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」市内9中学校のほとんどがこの原則を守り、朝の読書をしている。

以前、市内中学校で「荒れた」時期があり、朝の読書が静かな「奇跡」を生んだ。



～ブックトーク～

ブックトークとは、ひとつのテーマに添って数冊の本を紹介していく手法である。およそ10歳以降になると、大人の言葉を理解し、また自らも大人の言葉を使うようになる。

読書意欲も旺盛になり、あらゆる、分野の本に興味を持つようになる。こんなとき、適切に、大人の言葉で、話し掛け要求に応え、資料を提供することが有効である。

④ 高校生(社会人を含む)に対して

～ヤングアダルトサービス～

「もはや自分は子どもとっていないのに、社会は大人とみとめていない」ヤングアダルトとよばれる世代である。思春期ともいわれる、およそ13歳～18歳のこの世代の人々に、ふさわしい図書が数多く出版されるようになってきている。選書を工夫し、子どもでも大人でもないYA(ヤングアダルト)コーナーの設置や機関紙発行などの読書活動を推進していかなければならない。



⑤ 障害児(者)に対して

～対面朗読サービス～

平成17年9月30日現在、七尾市には、18歳以下の何らかの障害のある児童は92名。そのうち視覚障害児に対し、本人を前にして活字を音訳するサービスを対面朗読サービスという。

また、「七尾市障害者計画」にもあげられているが、日常に必要な情報、例えばバス、電車の時刻表や、パンフレットの説明、雑誌の記事などを、テープやCDに録音して提供する音訳サービスもある。

⑥ 在住外国児童に対して

～ 国際交流コーナー ～

資料(12)に示すように9月30日現在、七尾市には、599名の外国人の方が在住している。日本語教育に関してはボランティアグループに頼らざるをえない現状であるが、読書の保障や国際交流の見地からも、少なくとも在住者数に応じた国の言語の資料を収集していかなければならない。

3 子どもの読書活動推進のための方策と連携

① 乳幼児



対象	機関	方 策
乳幼児	家庭	赤ちゃんが、はじめて本と出会うのは、保護者の膝の上である。保護者の肉声とぬくもりで、充分愛されていることを確認できる幸せなひと時でもある。テレビに子守りをさせないで家庭生活のなかに、この時期「読み聞かせ」の時間を多く取り入れる。ファーストブックなどのブックリスト（※3）を参考に情報を収集する。
	保育園（幼稚園）	保育中「読み聞かせ」の時間をもうけ「読み聞かせ」を日常的なものにする。ひなどり文庫を手渡し、保護者に家庭での読み聞かせを薦める。保育士間の研修、子どもの読書に関わる情報の収集と交換。
	保健センター	ブックスタート事業の場の提供、保育士、司書、ボランティアなどとコミュニケーションを円滑にコーディネートする。
	児童館	保護者と乳幼児を対象としたおはなし会の開催。保護者に「読み聞かせ」の指導、啓発をする。
	図書館	ブックスタート事業の実施。ひなどり文庫の充実。小さい時から図書館に親んでもらうための、保育園、幼稚園園児のとしょかん招待の実施。各年齢にあったブックリストの作成と配布。保健士、保育士、ボランティアとの連携と研修の機会をコーディネートする。
	ボランティア	わらべ歌、手あそび、おはなし会の協力、保護者への助言と支援をしていく。

（※3） ブックリスト 年齢にふさわしい本の一覧やテーマに添った本をリストにしたもの

② 小学生



対 象	機 関	方 策
小学生	家庭	それは、およそ10歳までといわれている。子どもが「もういい」というまで保護者が読み聞かせする。家族が一緒になって読書の時間を共有するようにする。テレビやゲームは時間を決めてみる。
	学校	学校司書と協働で学校図書室の施設と資料を活用する。読み聞かせの時間を多く持つ。読書が、豊かな世界であり、楽しいものであることをわからせる。
	学校図書館	学校図書館の蔵書の計画的な購入と整備。学校図書館を使いやすく明るい雰囲気にする。また、児童には、図書室利用やマナーの指導をする。読み聞かせやブックトークを日常的に行い読書への関心を喚起する。学校司書の完全配備。
	放課後児童クラブ	ひなどり文庫の活用。読み聞かせの時間をとる。年間行事にボランティアによるおはなし会やブックトーク、としょかん招待を取り入れる。
	児童館	ひなどり文庫の活用。定期的におはなし会などを開催する。
	図書館	蔵書の計画的な購入と整備、学校図書館支援室の設置。「としょかんクラブ」（低・高学年）を主催する。本と子どもをつなぐ、としょかん招待、施設見学、ブックトーク、お話会、などの積極的な実施。子どもの読書活動推進に関わる情報の収集と研修会の実施。
	ボランティア	学校へのおはなし会、読み聞かせ、ブックトークなどの協力。保護者への助言と支援。

③ 中学生

対象	機関	方 策
中学生	家庭	ヤングアダルトと呼ばれるこの世代は保護者の対応も難しい局面ではあるが、子どもに関心をもち、見守りつづける、落ち着いた家庭環境を整えることが大切である。テレビやゲームの時間を決めてみる。
	学校	子どもが読書に対して主体的に取り組むようにさせる。朝の読書の完全実施（みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ）
	学校図書館	蔵書の計画的な購入と整備。図書館を、入りやすいものにする。今、子どもが何に関心を持っているのか、いち早くつかみ対応していく。読み聞かせ、ブックトークなど日常的に実施。学校司書の完全配備
	図書館	学校図書館への支援。わくワーク体験（※4）を通して図書館の業務を知ってもらう。ヤングアダルトコーナーの設置。中学生へのブックトーク。
	ボランティア	学校へ読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークなどの協力

（※4） わくワーク体験「わく・ワーク（work）体験事業」

平成12年度より、石川県内の公立中学校2年生全員を対象に「自分の在りかたや生き方を考える」進路学習と「地域社会における体験と活動」を目的とした3日間の職場体験



④ 高校生など

対 象	機 関	方 策
高校生 (社会人を含む)	家庭	ますます複雑化する社会にでようとする、いわば待機期間である子どもに対し家庭は適切なアドバイスと見守りと「生きる力」の充電の場でありたい。
	学校	子どもが読書に対して主体的に取り組むようにさせる。朝の読書の完全実施（みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ）
	学校図書館	「地域に根ざしたテーマの取り組み」など特色のある、学校図書館の運営。ブックリストの作成。
	図書館	高校生ボランティアの組織づくり。学校教育を離れた子どもに主体的な学習の場の提供。
	ボランティア	ストーリーテリング・読み聞かせ・ブックトークなどの協力。高校生ボランティアの助言・支援

障害児	図書館	「七尾市障害者計画」に添った障害児の状況の把握、音訳テープ等の作成、収集、提供。対面朗読の場所の提供。ボランティアグループの育成と支援。
	ボランティア	「七尾市障害者計画」に即した協力。音訳テープの作成及び対面朗読の実施など

在住 外国児童	図書館	在住外国児の自国の言語の資料収集。ボランティアの育成。
	ボランティア	日本語教育ボランティアの実施

4 子どもの読書の日(週間) 4月23日～

4月23日を中心に記念事業

※大人向けに 子どもの読書啓発に関する記念講演会を開催する

※子ども向けに 子どもに関する記念行事を実施

子どもの読書活動推進に関する法律

第10条 (子どもの読書の日)

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない

5 子どもの読書活動推進にむけて

「七尾市子どもの読書活動推進連絡会議」を設置し「計画」の点検、評価、進捗状況など協議する



七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会 審議経過

平成17年7月15日(金) 第1回策定委員会

平成17年9月2日(金) 第2回策定委員会

平成17年9月27日(火) 第3回策定委員会

平成17年11月15日(火) 第4回策定委員会

平成18年1月17日(火) 第5回策定委員会

パブリックコメント

計画書提出

七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会

(五十音順 敬称略)

No.	氏 名	役 職 等
1	川口 真紀子	しびびの会
2	小谷 薫	トロの会
3	坂井 純子	学校司書(天神山小学校)
4	橋場 美貴	北星小学校長(学校図書館協議会)
5	浜田 鈴子	園長(あけぼの幼稚園)
6	古田 秀雄	市議会議員(子どもの本を読む会)

任期 H. 17. 7. 1 ~ H. 18. 3. 31

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

1 (関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

未来をになう子どもたちに読書のよろこびを
(七尾市子どもの読書活動推進計画)

平成18(2006)年 3月

七尾市教育委員会

(問い合わせ)

七尾市立中央図書館

〒926-0818

石川県七尾市馬出町ツ部49番地

TEL (0767)53-0583 Fax (0767)53-0617

E-mail: tosho-cyuou@city.nanao.lg.jp